

地域医療提供体制確保のための看護師等養成所におけるICT等の整備事業

事業目的

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、看護師等養成所においては、休校や医療機関での実習中止等を余儀なくされている。このような状況下においても、地域で医療提供体制を確保し医療崩壊を招かないため、養成所間で教育の差が生じることがないように教育体制の整備が急務である。また、今後、インフルエンザの流行シーズンの到来と新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されている中、一刻も早い遠隔授業も取り入れた教育体制の整備が必要となっている。さらに、「新たな生活様式」が求められる中、遠隔授業の導入とあわせて発生する膨大な教務事務の効率性を高めるための体制整備が必要である。
- 一方で、看護師等養成所においては元来、対面授業を基本としていたことから、遠隔教育等のデジタル技術を活用した教育体制の整備が遅れている。また、医療現場における、ICTの発展に伴い、看護基礎教育においてもICTを活用するための基礎的能力を養うことが重要とされた（令和元年10月15日看護基礎教育検討会報告書）。これを踏まえ、令和2年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正では、ICT活用のための基礎的能力等の強化に関する内容を充実するため、基礎分野の単位数を13単位から14単位としている。さらに、教育環境の整備として高等学校や大学等で、遠隔授業が取り入れられている実状を踏まえ、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」において看護師等養成所において遠隔授業を実施するための体制を整備することとしている。
- 教育体制の整備がされない状態が続くと、国家試験受験資格に必要な単位修得が難しくなり、毎年約6万人程度の新規看護職員の養成が確保されていた地域の医療提供体制へも影響を及ぼすことが想定される。地域の医療提供体制の整備のために、看護師等の養成を継続させることは喫緊の課題であり、休校や実習中止等の措置に対して、「新たな生活様式」を取り入れながら学習を継続させるためには、遠隔授業やICTを活用した学習支援体制の整備や充実が急務である。

事業概要等

各養成所は効果的なICT教育計画を作成し、都道府県の指導の下、各養成所において以下の内容を必要に応じて整備する。（1/2補助）

- ①看護師等養成所における遠隔授業指導システム導入費
- ②看護師等養成所が行う遠隔授業等を実施するために必要な設備整備費
 - ・遠隔授業実施に係るシステム・サーバー等の導入費

